

令和6年9月18日	資料2－1
第1回匿名障害福祉及び障害児福祉情報等の提供に関する専門委員会	

障害福祉DBデータについて

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課

1. 障害福祉DBの構築及び第三者提供に関する検討の経緯
2. 障害福祉DBの概要
3. 障害福祉DBに格納されているデータについて
4. 障害福祉DBのデータ収集経路

障害福祉DBの構築及び第三者提供に関する検討の経緯

- 医療・介護分野では、匿名医療保険等関連情報データベース（以下、「NDB」という。）や匿名介護保険等関連情報データベース（以下、「介護DB」という。）が構築されており、データに基づいた効果的・効率的な制度改正や報酬改定及び研究者等の第三者への提供が実施されているが、**障害福祉分野では、このようなデータベースは構築されていなかった。**
- このような状況を受けて、平成30年度～令和元年度に「障害福祉関係データベースの構築に向けた調査研究」が実施され、**障害福祉DBの構築へ向けた検討が開始**された。
- 検討の中では、障害福祉DBの利用は行政だけにとどめておくだけではなく、研究者等の第三者にも広く使えるようにし、その研究成果を行政に活用していくことが有用であると考えられた。そのため、**障害福祉DBの情報を第三者提供するための仕組み作りが進められた。**
- 社会保障審議会障害者部会（以下、「障害者部会」という。）においても、**障害福祉分野におけるデータベースを整備するとともに、整備したデータベースをより有効利用するため、第三者への提供を可能とすることを推進するべきとされた。**
- 障害者部会での議論等を受けて、令和4年12月には、障害福祉DBを整備し、あわせて障害福祉DBの第三者提供を可能とするための法改正※を行った。
※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）
- 障害福祉DBの整備については、令和5年4月1日から運用を開始したところであり、一方、第三者提供に関する規定の施行日は公布日（令和4年12月16日）から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日（令和7年12月1日の予定）とされている。
- 障害福祉DBの整備により、**給付費等明細書データ等と障害支援区分認定データとのさらに細分化したクロス集計**についても、可能となった。
- 第三者提供を行うためには、**第三者へのデータ提供にあたってのルール（ガイドライン）を定める必要**があり、NDB及び介護DB等の整備が先行している公的データベースについては、現に、定められたガイドラインに基づき、第三者提供が行われている。

障害福祉DBの概要

①障害福祉DBとは

給付費等明細書等の電子化情報を収集し、匿名化した上で、厚生労働省が管理するサーバー内へ格納（令和5年度（2023年度）から運用開始）。

＜収集目的＞ 障害福祉サービスの利用実態、障害福祉サービスと利用者の状態像等との関係や実態を把握し、市区町村における障害福祉サービスの適正な運営等に資する資料を得るため

＜保有主体＞ 内閣総理大臣、厚生労働大臣

②根拠法・所管省庁

障害児支援／障害福祉サービスのいずれかのデータであるかにより、根拠法・所管省庁が異なる。

・障害児支援に関するデータの利用

＜根拠法＞ 児童福祉法

＜所管省庁＞ こども家庭庁

・障害福祉サービスに関するデータの利用

＜根拠法＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

＜所管省庁＞ 厚生労働省・こども家庭庁

③保有情報

障害支援区分認定データ、給付費等明細書データ、台帳情報データ

④これまでの運用状況

令和5年2月に障害福祉DBの試行運用を開始し、令和5年4月より本格運用を開始

障害福祉DBに格納されているデータについて

1. 格納されているデータの分類について

障害福祉DBには、障害支援区分認定データ（障害支援区分認定情報）、障害福祉サービス等給付費等明細書データ（障害福祉レセプト情報）、台帳情報データ（台帳情報）が格納されている。

分類	内容
障害支援区分認定データ	障害福祉サービスを受けるための「障害支援区分」の認定調査結果等のデータ。調査時点の身体の状態を把握可能。
給付費等明細書データ	障害福祉サービス、障害児支援の給付実績データ。サービス利用状況を把握可能。
台帳情報データ	給付手続きのための各種台帳情報データ ・受給者台帳 ・事業所台帳 ・市町村台帳 ・都道府県等台帳

障害福祉DBに格納されているデータについて

2. 障害福祉サービスに係る情報

格納されているデータは、以下の通りである。

格納されているデータ	該当する条項 (障害者総合支援法)	データ提供元	主な項目
事業所台帳情報 (基本情報、サービス情報)	第89条の2の2 第1項第1号	都道府県、指定都市、 中核市	事業所番号、事業所名称、法人種別、サービス種類、利用定員数、加算情報等
受給者台帳情報 (基本情報、支給決定情報)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	匿名化受給者証番号、ID4、障害支援区分、利用者負担上限額情報、補足給付情報、計画相談支援情報、独自助成対象者区分、介護保険給付対象者有無、重度包括支援対象者有無、高額障害福祉サービス等給付費情報、決定サービスコード、決定支給量、決定支給期間等
市町村台帳情報 (基本情報、独自助成情報、行政区情報)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	市町村番号、有効開始日・有効終了日、電話番号、住所、独自助成情報（助成対象サービス種類、助成率、助成有効期間）、行政区情報（行政区番号、行政区名、有効開始日・有効終了日）
給付費明細データ (障害福祉サービス)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	事業所番号、匿名化受給者証番号、上限額管理事業所、当該事業所への通所日数、給付単位数、総費用額、利用者負担額、給付費、サービス提供年月、サービス種類コード、サービスコード、サービス開始日・終了日、利用日数、単位数、回数、契約支給量等
計画相談支援給付費明細データ (障害福祉サービス)	第89条の2の2 第1項第1号	市町村	事業所番号、匿名化受給者証番号、サービス提供年月、件数、モニタリング日、単位数、請求額、サービスコード、回数等
障害支援区分認定データ	第89条の2の2 第1項第2号	市町村	市町村番号、匿名化受給者証番号、給付区分、障害種別、年齢階級、概況調査情報、認定調査情報、医師意見書情報の一部、難病名、判定スコア、総合評価項目得点、一次判定日、二次判定日等

障害福祉DBに格納されているデータについて

3. 障害児支援に係る情報

格納されているデータは、以下の通りである。

格納されているデータ	該当する条項 (児童福祉法)	データ提供元	主な項目
事業所台帳情報 (基本情報、サービス情報)	第33条の23の2 第1項第1号	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	事業所番号、事業所名称、法人種別、サービス種類、利用定員数、加算情報等
障害児施設台帳情報 (基本情報、サービス情報)	第33条の23の2 第1項第1号	都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	事業所番号、施設名称、法人種別、サービス種類、入所定員数、施設情報、設備情報、加算情報等
都道府県等台帳情報 (基本情報、独自助成情報、行政区情報)	第33条の23の2 第1項第1号	(通所支援)市町村 (入所支援)都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	市町村番号、有効開始日・有効終了日、電話番号、住所、独自助成情報（助成対象サービス種類、助成率、助成有効期間）、行政区情報（行政区番号、行政区名、有効開始日・有効終了日）等
障害児支援受給者台帳情報 (基本情報、支給決定情報)	第33条の23の2 第1項第1号	(通所支援)市町村 (入所支援)都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	匿名化受給者証番号、ID4、利用者負担上限額情報、障害児相談支援情報、多子軽減対象区分、独自助成対象者区分、無償化対象区分、決定サービスコード、決定支給量、決定支給期間等
給付費明細データ(障害児支援)	第33条の23の2 第1項第1号	(通所支援)市町村 (入所支援)都道府県、指定都市、中核市、児相設置市	事業所番号、匿名化受給者証番号、上限額管理事業所、給付単位数、総費用額、利用者負担額、給付費、サービス提供年月、サービス種類コード、サービスコード、サービス開始日・終了日、利用日数、単位数、回数、契約支給量等
障害児相談支援給付費明細データ (障害児支援)	第33条の23の2 第1項第1号	市町村	事業所番号、匿名化受給者証番号、サービス提供年月、件数、モニタリング日、単位数、請求額、サービスコード、回数等

(参考) 提供対象とする予定の障害福祉DBデータ

○ 提供対象として想定している障害福祉DBデータは、以下の通りである。

No	分類	情報種別
1	障害支援区分認定データ	障害支援区分認定データ
2	給付費等明細書データ	給付費明細データ（基本情報）
3		給付費明細データ（明細情報）
4		給付費明細データ（集計情報）
5		給付費明細データ（契約情報）
6		給付費明細データ（日数情報）
7		計画相談給付費明細データ（基本情報）
8		計画相談給付費明細データ（明細情報）
9		計画相談給付費明細データ（サービス情報）
10	台帳データ	事業所・施設等台帳情報（基本情報）
11		事業所・施設等台帳情報（サービス情報）
12		受給者台帳（基本情報）
13		受給者台帳（支給決定情報）
14		市町村台帳（基本情報）
15		市町村台帳（独自助成情報）
16		市町村台帳（行政区情報）
17		都道府県等台帳（基本情報）
18		都道府県等台帳（独自助成情報）
19		都道府県等台帳（行政区情報）

(参考) 障害福祉DBデータの期間について

○ 障害福祉DBに蓄積されている各データの期間の範囲は、以下の通りである。

No.	情報種別（テーブル名称）	提供元	データ範囲
1	受給者台帳情報	国保連・ 国保中央会	平成30年4月以降でサービス受給の対象となっている人 ※平成30年4月に法改正があり、提供サービスや請求様式の改定が行われたため、平成30年4月以降で受給対象となっている人のデータが格納されている
2	障害児支援受給者台帳情報		
3	事業所台帳情報		平成30年4月以降に登録されている事業者等 ※平成30年4月に法改正があり、平成30年4月以降に登録されている事業者等のデータが格納されている
4	障害児施設台帳情報		
5	市町村台帳情報		
6	都道府県等台帳情報		
7	給付費明細データ(障害福祉サービス)		平成30年4月サービス提供分～ ※法改正が行われた平成30年4月以降のデータが格納されている
8	計画相談給付費明細データ(障害福祉サービス)		
9	障害児相談給付費明細データ(障害児支援)		
10	給付費明細データ(障害児支援)		
11	障害支援区分認定データ	自治体	平成26年4月～ ※障害者総合支援法が改正された平成26年4月以降のデータを格納 ※平成26年4月から令和4年12月分は、各自治体で保持されている過去データが格納されている ※令和5年1月以降分は自治体から毎月提出されるデータが格納されている ※未提出の自治体があり、データが格納されていない場合がある。なお、自治体への督促を継続的に実施している

注) 台帳情報の変更として、例えば、受給者台帳においては、障害支援区分の変更や認定有効期間の変更、事業所台帳においては、事業所の体制に関わる加算の有無の変更等がある。

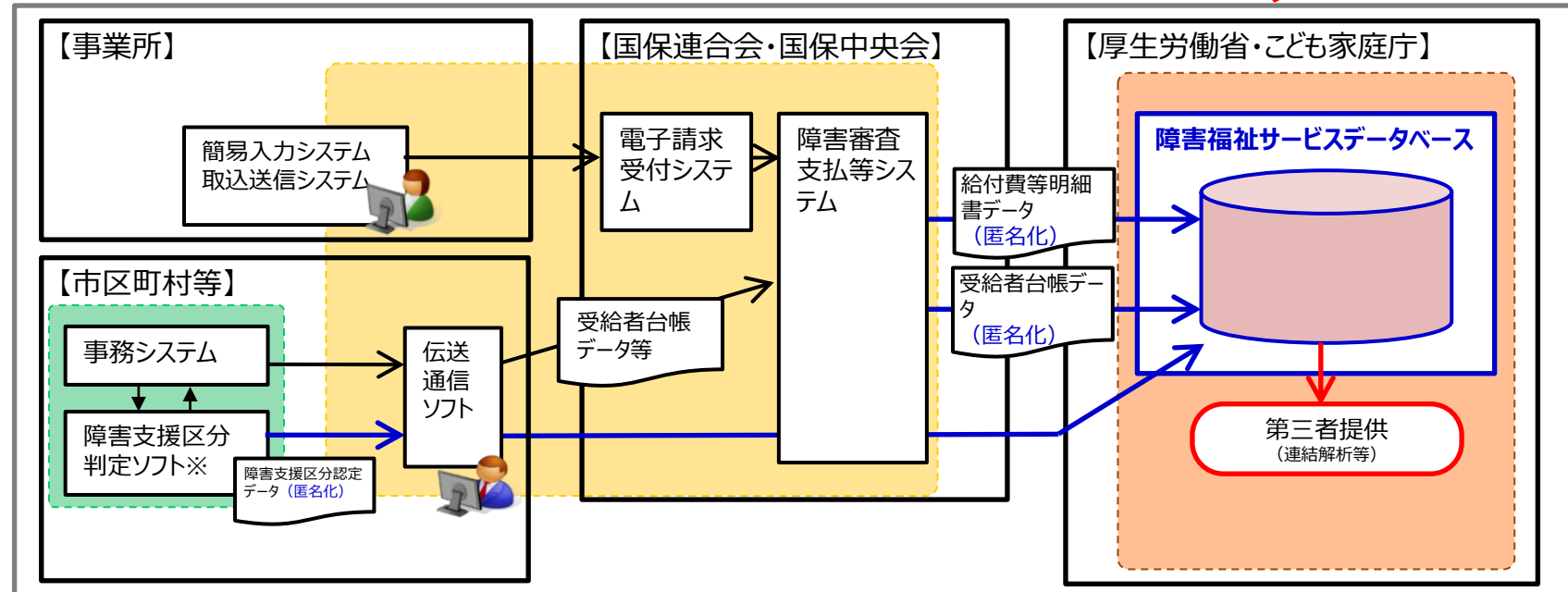
障害福祉DBのデータ収集経路

障害福祉DBの収集経路

障害福祉サービスの障害支援区分認定データについては、市区町村等にて匿名化処理が施され、受給者台帳データ、給付費等明細書データについては、国保連合会・国保中央会にて匿名化処理が施された上で、障害福祉DBに格納。

■データの流れ（令和6年度末想定）

→: 既存のデータフロー →: 令和4年度までに整備済み
→: 令和7年度以降整備予定



※ 障害支援区分判定ソフトは、厚労省にて開発し自治体に提供している

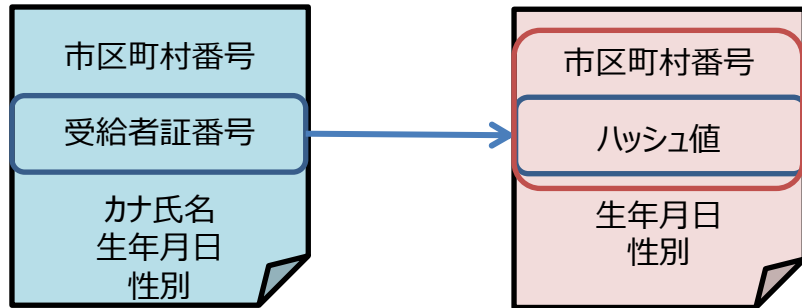
(参考) 障害福祉DBにおける匿名化処理

給付費等明細書データと障害支援区分認定データは、個人IDから生成したハッシュ値を用いてデータ連結が可能。
受給者台帳データも、同様に、個人IDから生成したハッシュ値を用いて連結が可能。

匿名化処理について

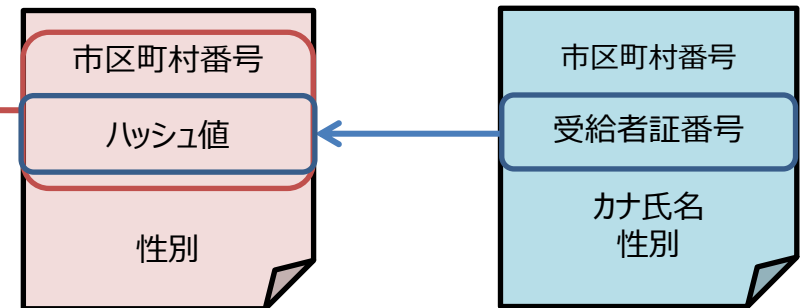
(例：障害福祉サービスデータの場合)

給付費等明細書データ



受給者証番号から
ハッシュ値を生成

障害支援区分認定データ
受給者台帳データ



受給者証番号から
ハッシュ値を生成

市区町村番号・ハッシュ値を用いて給付費等明細書データと
障害支援区分認定データ、受給者台帳データを連結

(参考) 匿名化処理する個人IDについて

個人IDの内容と用途は、以下の通りである。

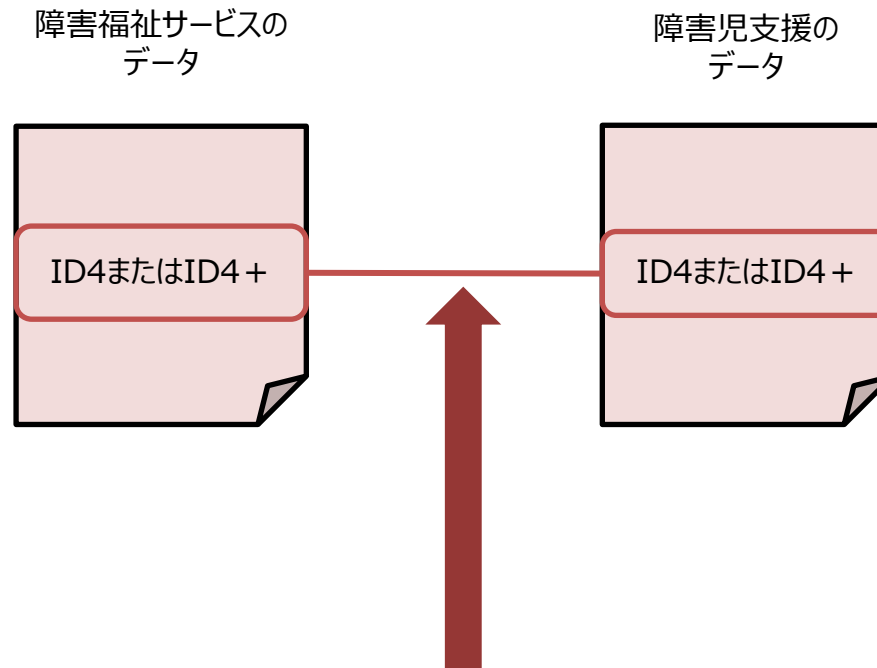
個人ID	IDを構成する項目	主な利用方法	備考
IDX	● 市区町村番号 ● 受給者証番号 (障害福祉サービス)	障害福祉サービスに関する分析の場合	
IDY	● 都道府県等番号 ● 受給者証番号 (障害児支援)	障害児支援に関する分析の場合	
ID4	● カナ氏名 ● 生年月日 ● 性別	他の公的DBと連結して分析する場合	
ID4+	● カナ氏名 ● 生年月日 ● 市区町村番号または 都道府県等番号	障害福祉サービス及び障害児支援（通所） を受給している障害児の紐付け	障害福祉サービスにおいて、性別が必須 項目ではないため、突合精度向上のため、 性別の代わりに市区町村番号を用いる。
IDZ	● 申請者番号 ● 市町村番号 ● 申請日 ● 主キー用補助項目	認定の申請をしたが受給者とならず受給者証 番号がない人を含めて認定データを分析する場 合	認定を受けない場合、IDXやIDYが附 番されないため、別個人であることを判別 するために必要となる。

注) ID5（最古の医療保険証番号に基づくID）は、障害福祉DBには格納されていない。

(参考) 障害福祉サービスデータと障害児支援データの連結について

障害福祉サービスのデータと障害児支援のデータは、匿名化した個人IDを用いてデータ連結が可能。
受給者台帳データも、同様に、匿名化した個人ID（ID4またはID4+）を用いて連結が可能。

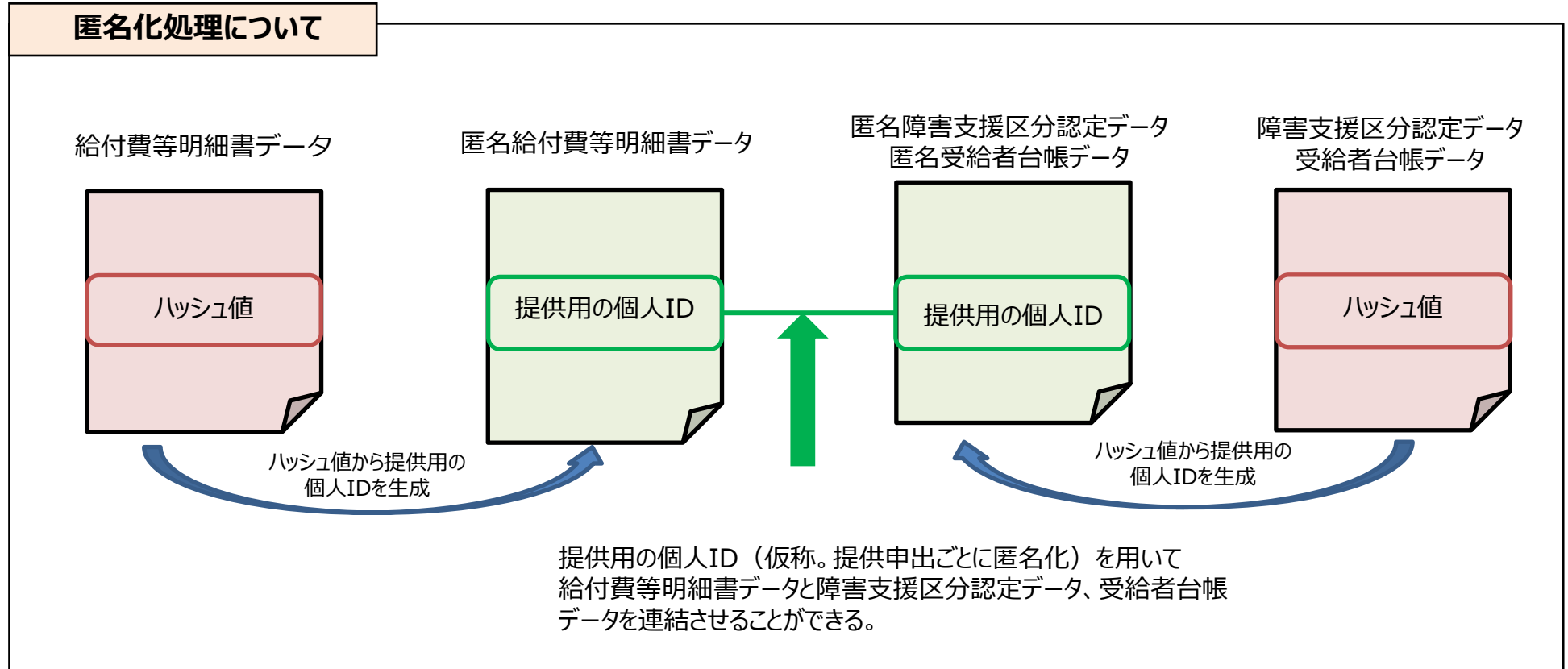
障害福祉サービスデータと障害児支援データの連結について



ID4またはID4+を用いて、障害福祉サービスのデータと障害児支援のデータを連結

(参考) 第三者提供時の匿名化処理

障害福祉DBデータを提供する際に、さらなる匿名化処理を実施した上で提供する。



(参考) 障害福祉DBを活用した研究 (イメージ)

